

加須市認可外保育施設指導監督要領

(平成25年3月29日市長決裁)

改正 平成30年11月12日一部改正

改正 令和3年8月6日一部改正

改正 令和6年5月15日一部改正

改正 令和7年4月14日一部改正

改正 令和8年4月20日一部改正

第1 目的

この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の6に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施に必要な手続き等を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、認可外保育施設とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

第3 指導監督基準

指導監督は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に照らして実施するものとする。ただし、法第6条の3

第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児が5人以下のものに限る。）及び同条第11項に規定する業務を目的とする施設であつて、市長が別に基準を定めている場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができるものとする。

第4 事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があつた場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法その他関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導するものとする。

第5 届出

- 1 法第59条の2第1項の規定による事業開始の届出は、認可外保育施設設置届（様式第1号）により行うものとする。
- 2 法第59条の2第2項の規定による届出事項の変更又は事業の廃止若しくは休止の届出は、それぞれ認可外保育施設事業内容等変更届（様式第2号）又は認可外保育施設休止・廃止届出書（様式第3号）により行うものとする。

第6 指導監督の実施

1 報告徴収

（1）通常報告徴収

① 運営状況報告

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して年1回以上、運営状況の報告（様式第4号）により、回答期限を付して当該施設の運営状況その他の必要と認める事項の報告を求めるものとする。

② 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事案等の重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和8年3月30日付けこ成安第45号・7教参学第52号こども家庭庁成育局安全対策課長・保育政策課長・成育環境課長・母子保健課長、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知）」に基づき、報告を求めるものとする。

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号）に準じて、報告を求めるものとする。

③ 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、長期滞在児報告書（様式第5号）により報告を求めるものとする。

（2）特別報告徴収

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときは、随時報告を求めるものとする。

2 立入調査

（1）通常立入調査

届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とする。

また、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に対する立入調査についても、年1回以上行うことを原則とする。これが困難である場合においては、立入調査に代えて、

当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講してない保育従事者が多いときなど、市が必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行うものとする。

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講してない保育従事者が多いときなど、市が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。

(2) 特別立入調査

死亡事故等の重大な事故が発生した場合や児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときは、随時立入調査を実施するものとする。

(3) 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の実施にあたっては、認可外保育施設指導監督を所管する部署の職員2人以上(うち1人を班長とする。)による指導監督班を編成して実施するものとし、必要に応じて保育事業等に関係する部署の担当職員を同行することができるものとする。

(4) 立入調査の評価基準

立入調査の評価については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁成育局長通知)別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」(以下、「証明書交付要領」という。)別表「評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づき行うものとする。

第7 指導監督結果の措置

1 証明書の交付

法第59条の2第1項の規定による届出を行った認可外保育施設のうち、立入調査の結果、評価基準の全項目について適合していると認められる場合は、証明書交付要領に基づき、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者に対しては指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第6号-1）を、法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の設置者に対しては指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第6号-2）を交付するものとする。

また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設のうち、複数の保育に従事する者を雇用又は委託している設置者に対しては、指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第6号-3）を、複数の保育に従事する者を雇用又は委託していない設置者に対しては、指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第6号-4）を交付するものとする。

2 改善指導

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、立入調査結果について（様式第7号）により改善指導を行うものとする。

3 改善勧告

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、改善勧告（様式第8号）により通知するものとする。

4 利用者に対する周知及び公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うなど、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるとともに、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するものとする。

第8 事業停止命令又は施設閉鎖命令

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であつて、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき、及び、当該違反が乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるときは、弁明の機会を付与（様式第9号）し、加須市子ども・子育て会議の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずる（様式第10号）ものとする。

第9 緊急時の対応

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、次のとおり対応するものとする。

1 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のために特に必要があると認められる場合

2 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ加須市子ども・子育て会議の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月12日福祉部長決裁）

この要領は、平成30年11月12日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 6 日福祉部長決裁）

この要領は、令和 3 年 8 月 6 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 1 5 日福祉部長決裁）

この要領は、令和 6 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 4 日福祉部長決裁）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 4 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 2 0 日福祉部長決裁）

この要領は、令和 8 年 4 月 2 0 日から施行する。